

砺波市の上下水道料金一覧表(2か月の場合)

(令和元年10月1日～)

(1)水道料金

(税込)

口 径	基本料金	水量料金(1m ³ につき)	
13mm	2,200円	1～20m ³	49.50円
20mm		21m ³ ～	143円
25mm	7,700円	1～60m ³	49.50円
		61m ³ ～	143円
30mm	22,000円	1～200m ³	49.50円
		201m ³ ～	143円
40mm	45,100円	1～400m ³	49.50円
		401m ³ ～	143円
50mm	125,400円	1～1,000m ³	49.50円
		1,001m ³ ～	143円
75mm	225,500円	1～2,000m ³	49.50円
		2,001m ³ ～	143円
100mm	451,000円	1～4,000m ³	49.50円
		4,001m ³ ～	143円
150mm	902,000円	1～180,000m ³	49.50円
		180,001m ³ ～	143円
臨時栓	6,380円	1～20m ³	49.50円
		21m ³ ～	396円

(2)下水道使用料

(税込)

種 別	汚水量	使用料
一 般	20m ³ 以下の分	3,300円(基本料金)
	21～100m ³ の分	1m ³ につき 165.00円
	101m ³ 以上の分	1m ³ につき 176.00円
公衆浴場	20m ³ 以下の分	3,300円(基本料金)
	21m ³ 以上の分	1m ³ につき 55.00円

○砺波市の水道は地区別に、2か月ごとに検針しています。

☆偶数月……出町・庄下・中野・鷹栖・東般若・梅檀野・梅檀山

青島・雄神・種田の一部(旧砺波市の給水区域)

☆奇数月……五鹿屋・東野尻・若林・林・高波・油田・南般若・柳瀬・太田・般若

東山見・青島・雄神・種田(旧庄川町の給水区域)

○上下水道料金の納期限は検針月の翌月25日です。(25日が休日の場合は翌営業日となります。)

○納期限までに上下水道料金を納付されない場合は、水道料金については給水停止措置、下水道使用料については財産の差押え等の強制処分を執らせていただくこともあります。